

第2項先進医療の新規届出技術について (届出状況／4月受付分)

先 ー 1
24. 5. 17

整理 番号	技術名	適応症等	保険給付されない 費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される 費用※2 (「保険外併用療養費」)	受付日 ※3
292	口腔顎顔面外科手術における画像支援ナビゲーション	口腔顎顔面外科疾患(顎変形症・奇形、腫瘍、骨折、異物、顎骨欠損(インプラント)など)	9万6千円 (1回)	23万円	H24.3.27
293	歯根部利用人工角膜手術(OOKP)	スチーブンス・ジョンソン症候群、眼類天疱瘡などの重症眼表面疾患	60万8千円 (1回)	119万4千円	H24.4.2
294	ダブルバルーン内視鏡を用いた胆膵疾患の診断と治療	術後再建腸管における閉塞性黄疸、胆管炎、胆管結石等の膵胆道疾患 (除外症例:消化管穿孔が疑われる場合)	13万円	41万1千円	H24.4.18

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

※3 原則として21日以降の受付の場合は翌月受付分として処理している。

【備考】

○「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。

○「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。